

第 20 回經濟財政諮問會議 (H26. 12. 22) 資料

平成27年度予算編成の基本方針(案)

I 経済再生と財政健全化の好循環

1 現下の財政状況

急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化した。公的債務残高はGDPの2倍程度までに累積しており、極めて厳しい状況にある。国の一般会計は、社会保障経費や国債費の増大により政策の自由度が低下し、赤字国債の発行を通じ次世代に負担を先送りする構造となっている。

2 経済財政運営の基本的考え方

強い経済の実現による税収の増加等と、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出す。

社会保障を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、国際社会における信認を確保するため、消費税率の10%への引上げは平成29年4月に確実に実施する。

財政健全化の旗を降ろすことなく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度までに黒字化するという目標を堅持する。

平成27年度予算等を踏まえて、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、2020年度の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を平成27年の夏までに策定する。

II 平成27年度予算の基本的考え方

1 歳出の重点化・効率化と財政の信認確保

平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点化を図る。このため「新しい日本のための優先課題推進枠」において、重点化施策に厳に絞り込んで措置する。

民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視し、メリハリのついた予算とする。

また、「経済の好循環」の更なる拡大を実現し本格的な成長軌道への移行を図りつつ中長期の発展につなげる取組 — 復興の加速化、地方の創生、女性の

活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保（P：組閣後の「基本方針」を踏まえて修正） ― を強力に推進する。

デフレ脱却、経済再生への取組を進めつつ、2015年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標を着実に達成するよう最大限努力する。

このため、国の一般会計において、非社会保障経費については、全体としては平成26年度に比べてできる限り抑制し、社会保障経費についても、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、効率化・適正化を図り、平成26年度からの増加を最小限に抑える。その際、消費税率10%引上げ時に想定されていた施策について消費税率8%を前提に優先順位付けを行う。

これらの取組により、平成27年度予算において、中期財政計画に基づき、国の一般会計の基礎的財政収支をできる限り改善させる。また、新規国債発行額について、平成26年度予算に比し着実に減少させる。

2 主な歳出分野における取組

国の一般会計歳出に占める割合が高い分野の基本的な考え方は以下のとおり。他分野においても、構造変化に対応しつつ、重点化・効率化を進めていく。

(1) 社会保障

中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な社会保障制度の確立に向けて着実に取組を進める。医療・介護を中心に社会保障給付について、都道府県ごとの医療提供体制と地域の医療費の差にも着目した医療費の適正化の推進、介護職員の処遇改善等の推進と経営状況等を踏まえた介護報酬の適正化、協会けんぽに対する国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置、生活困窮者に対する自立支援の強化と生活保護の適正化に取り組むなど、徹底した効率化・適正化を行うことで極力全体の水準を抑制する。また、消費税率8%への引上げによる財源を活用し、子育て支援など社会保障の充実を図りつつ、高齢世代中心の給付という構造を見直し、全世代型の社会保障への転換を進める。

(2) 社会資本整備

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する。その際、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題への一層の重点化を図る。また、選択と集中を徹底するほか、インフラの維持管理・更新に係る中長期的なコストの縮減・平準化を進めるとともに、現場の担い手の確保・育成を図る。PPP／

P F I の推進により民間活力の発揮を図る。

(3) 地方財政

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、地方の税収動向等も踏まえ歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入面・歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、財政の健全化を図る。

国の歳出の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保することでメリハリを効かせ、歳出の効率化・重点化を図るとともに、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(4) 行政の徹底的な効率化

社会保障・税番号制度の導入に向けて準備を進めるとともに、行政の I C T 化と業務改革を進める。

国家公務員の構造的な人件費の増加の抑制や、国の行政機関の機構・定員の厳格な管理により、総人件費の抑制を図るとともに、地方公共団体に対し、国の給与制度の総合的見直しを踏まえた適切な見直しなどを要請する。

各府省庁の事業について、基金方式は真に必要な事業に絞り込むとともに基金の余剰資金の国庫返納に努めることを含め、毎年度の P D C A サイクルの下、行政改革推進会議の指摘事項を的確に反映し、効果的・効率的な予算を実現する。